

仕様書

本仕様書は、実施設計図面に代わる一定水準の仕様を示すもので、入札参加業者は、これに基づき見積を行うこと。

1. 概要

産婦人科外来の環境整備と利便性の向上を目的とした改修工事を実施する。

本仕様書は、産婦人科外来改修工事に係る必要な事項を示したものである。

本工事を実施するにあたっては、法令等に定められたことのほか、本仕様書に定める事項を厳守しなければならない。本書に記載なき仕様は、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版を参考にすること。

2. 工事名称 市立東大阪医療センター本館 2 階産婦人科外来改修工事

3. 工期 契約締結日 ～ 令和 8 年 1 月 3 1 日まで

4. 工事概要 産婦人科外来の内診室、診察室、計測室、処置室、共用トイレのレイアウト変更及び内装工事を行う。
※別紙、工程表及び図面参照
図面については、「様式 4. 質疑回答様式」を用いて申し出のあったものに対して配布する。

5. 改修工事内容

① 工事エリア 1・2 ※別紙図面参照

- ・仮設間仕切り壁を設置し、既設壁・天井・床の隙間には目張りを行い粉塵、臭い、音に配慮すること。
- ・仮設間仕切りの入口は引戸とする。
- 計測室
 - ・既存計測室の鋼製間仕切りは一部撤去・新設し、計測室 2 を新設すること。
なお、新設間仕切りは既設と同仕様の鋼製間仕切りとし、上部欄間は天井設備と干渉しないようオープンとする。また電源・LAN・TEL コンセントを所定の位置・高さに適切に設置すること。
 - ・入口は全て引戸とする。
 - ・計測室内に N S T 室を新設し、間仕切カーテンで間仕切れること。ランナーは静音ランナーとし、カーテンレールは天井から 450mm 以上あけ設置する。

また、スプリンクラーの散水障害とならないように配慮すること。

- ・鋼製間仕切の仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部はEP塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。

- ・床は塩ビタイル仕上げとし、既設床との仕上の段差を設けてはならない。

● 処置室

- ・鋼製間仕切の仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部はEP塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。

- ・既設ボード壁面はクロス仕上げとし、下地が塗装の場合はシーラー処理を行うこととする。

- ・既設の給水給湯管、排水管、SK、面台等は撤去し、仕上げ面に出てこないようにすること。

- ・床は塩ビタイル仕上げとし、既設床との仕上の段差を設けてはならない。

● 面談室

- ・既存計測室の鋼製間仕切りは一部撤去・新設し、面談室を新設すること。

- ・面談室の間仕切り欄間ガラス入りとし、天井に照明、空調、散水設備が干渉する場合は移設すること。

- ・入口は引戸とする。

- ・新設間仕切には電源・LAN・TELコンセントを所定の位置・高さに適切に設置すること。

- ・壁掛ルームエアコンを新設する。

- ・既設の吸気と排気の計算と正しい経路を確認し、適切に再配置、増設を行うこと。

- ・天井照明を新設する。

- ・鋼製間仕切り及びトイレ側壁仕上げはビニールクロス張りとし、引戸の点検パネル・欄間部はEP塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。

- ・床は塩ビタイル仕上げとし、既設床との仕上の段差を設けてはならない。

● トイレ

- ・既存トイレの間仕切り壁、器具、配管を撤去し、身障者用トイレを新設する。

- ・壁掛け大便器、L型手すり、跳ね上げ手すり、紙巻器、手洗い、ベビーチェア、ベビーシートを設置すること。

- ・壁面は高圧メラミン化粧板を施工すること。

- ・床は長尺シートとし、消臭性・防滑性・メンテナンス性に優れたトイレ用のビニル床シートを施工すること。

- ・照明器具は人感センサー付きダウンライト2灯を設置する。

- ・ナースコール設備を2箇所、病院と要相談の上適切な箇所に配線する。

② 工事エリア 3※別紙図面参照

- ・鋼製間仕切りは撤去し新設すること。なお、新設間仕切りは既設と同仕様の鋼製間仕切りとする。上部欄間はガラス設置とし、天井設備と干渉しないよう一部オープンとする。
- ・簡易養生を設置し、既設壁・天井・床の隙間には目張りを行い粉塵、臭い、に配慮すること。
- 内診室入口
 - ・入口片引き戸を両引き戸に変更する。
 - ・工事は休診日に行い、平日は診療が行えるように復旧すること。
 - ・鋼製間仕切りの仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部はEP塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。
- 授乳室
 - ・入口は折戸とし、非常時に内開きから外開きへの仕様変更が対応可能な仕様とすること。
 - ・折戸には化粧塩ビシートを施工する。
- 第3診察室
 - ・鋼製間仕切りの仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部はEP塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。
 - ・既設ボード壁面はクロス仕上げとし、下地が塗装の場合はシーラー処理を行うこととする。
 - ・床は塩ビタイル仕上げとし、既設床との仕上の段差を設けてはならない。

③ 工事エリア 4※別紙図面参照

- ・鋼製間仕切りは撤去・新設すること。なお、新設間仕切りは既設と同仕様の鋼製間仕切りとし、上部欄間はガラスを設置する。
- ・簡易養生を設置し、既設壁・天井・床の隙間には目張りを行い粉塵、臭い、に配慮すること。
- 内診室1～3及び第1・2診察室
 - ・内診室及び診察室の間仕切りを撤去・新設し、入口を引戸に変更する。
 - ・工事は休診日に行い復旧し、平日は通常通り診察が行えること。
 - ・鋼製間仕切りの仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部はEP塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。

④ 工事エリア 5※別紙図面参照

- ・鋼製間仕切りは撤去し新設すること。なお、新設間仕切りは既設と同仕様の鋼製間仕切りとする。上部欄間はガラス設置とし、天井設備と干渉しないよう一部オープンとする。また、医療ガスの配管が干渉する箇所は鋼製パネルとする。
- ・仮設間仕切り壁、簡易養生を設置し、既設壁・天井・床の隙間には目張りを行い粉塵、臭い、音に配慮すること。
- ・仮設間仕切りの入口は引戸とする。

● 内診室 2～3

- ・既存休憩室の鋼製間仕切りは一部撤去し、既存内診室 3 を拡張する。
なお、新設間仕切りは既設と同仕様の鋼製間仕切りとする。上部欄間はガラス入りとし、天井設備と干渉しないよう配慮する。また電源・LAN・TEL コンセント・医療用ガスを所定の位置・高さに適切に設置・移設すること。
- ・前室と処置室、処置室と作業室の間に間仕切りカーテンとカーテンレールを設置する。ランナーは静音ランナーとし、カーテンレールは天井から 450mm 以上あけ設置する。

また、スプリンクラーの散水障害とならないように配慮すること。

- ・鋼製間仕切りの仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部は EP 塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。
- ・床は既存床シートを撤去し、衝撃吸収性、耐動荷重性に優れたビニル床シートを施工すること。

⑤ 工事エリア 6※別紙図面参照

- ・第 1 診察室と避難通路の鋼製間仕切り以外の鋼製間仕切りは撤去・新設すること。なお、新設間仕切りは既設と同仕様の鋼製間仕切りとする。上部欄間はガラス設置とし、医療ガスの配管が干渉する箇所は鋼製パネルとする。
- ・仮設間仕切り壁、簡易養生を設置し、既設壁・天井・床の隙間には目張りを行い粉塵、臭い、音に配慮すること。
- ・仮設間仕切りの入口は引戸とする。

● 内診室 1～2 及び診察室 1～2

- ・既存第 2 診察室と内診室 1 の位置を入れ替える。
- ・第 1 診察室と内診室 1、第 2 診察室と内診室 2 に引戸を設置すること。
- ・内診室 1 に前室と処置室、処置室と作業室の間に間仕切りカーテンとカーテンレールを設置する。ランナーは静音ランナーとし、カーテンレールは天井から 450mm 以上あけ設置する。また、スプリンクラーの散水障害とならないように配慮すること。
- ・鋼製間仕切りの仕上げはビニールクロスとし、引戸の点検パネル・欄間部は EP

塗装とする。また、引戸は化粧塩ビシートを施工すること。

- ・床は既存床シートを撤去し、衝撃吸収性、耐動荷重性に優れたビニル床シートを施工すること。

⑥ 工事エリア 7※別紙図面参照

● 共用廊下

- ・内診室及び診察室の間仕切りを撤去・新設し、入口を引戸に変更する。
- ・工事は休診日に行い復旧し、平日は通常通り診察が行えること。
- ・床はビニル床タイルを施工すること。
- ・壁は既設の状況に合わせてビニルクロス及び塗装を施工すること。
- ・既存ブラインドを撤去し、ロールスクリーンを設置する。

⑦ 各エリア工事完了時

- ・床、壁、天井、窓、その他付帯設備全て美装を行うこととする。

6. 性能、機能に関する要件

① ビニル床シート

- ・ $t=2.0$ の発泡複層ビニル床シートで、東リ製ホスピリウム NW と同等品以上であること。ワックス掛け不要であること。
- ・木目柄の選定が可能であること。
- ・抗菌機能、抗ウイルス機能、防カビ機能を有すること。

② ビニル床タイル

- ・ $t=3.0$ の複層ビニル床タイルで、東リ製イークリン NW-EX と同等品以上であること。ワックス掛け不要であること。
- ・木目柄の選定が可能であること。
- ・抗菌機能、抗ウイルスを有すること。

③ クロス

- ・素材はビニルクロスとし、AA 級品以上とすること。
- ・クロスの貼り分けが可能であること。

④ スチール間仕切

- ・国土交通大臣認定を受けた不燃材料パネル鋼板を使用し、合成樹脂エマルションペイントとダイノックシート仕上げとする事。
- ・扉は診察室全般を片引戸、中待合から内診室待合を両引戸とすること。
- ・上部ランマパネルはガラス入りとし、既設間仕切りの仕様に準じること。

⑤ スチール折戸

- ・天井から製品を吊るして取り付けること。
- ・抗菌、防汚、防炎機能を有すること。
- ・有効開口幅 1000mm 以上を確保する事
- ・非常時に内開きから外開きへの変更が対応可能なこと。

⑥ カーテン・カーテンレール・ロールスクリーン

- ・防炎、ウォッシュブル機能を有すること。
- ・カーテンレールランナーには静音性の配慮がされていること。
- ・タチカワブラインド製ロールスクリーン ラルクシールドと同等品以上であること（※）。

（※）例示している機種以外の同等品を納入する場合は、開札の 3 営業日前までに病院担当者へ同等である旨の説明をし、了承を得なければならない。

7. 性能・機能以外に関する要件

- ① 改修工事の工程、施工方法、内装イメージ等は十分協議し、医療行為（診療業務）等に支障をきたさないこと。
- ② 事前に工程表を提出し当院より承諾を得ること。騒音や臭い等が発生する場合には工程表に明記しておくこと。診療に影響のある場所に関しては、1 か月以上前に承認を得ること。
- ③ 改修工事は工事エリア 1 から順番に施工すること。
- ④ 内装イメージも同様にパース図を作成し、当院より承諾を得ること。
- ⑤ 改修工事に伴い発生した残材等は、全て受注業者にて処分すること。
- ⑥ 工事完了後、病院担当者による検収を行い、不具合と判断した場合は直ちに病院担当者の指示に従うこと。
- ⑦ 施工中は、万一のトラブル対応のため関連する関係各所の緊急連絡先を施工箇所に掲示すること。

8. その他

- ① 契約者は、工事で上知り得た病院に関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- ② 本工事に必要な工事用電力及び水は必要最低限の使用料につき無償にて支給する。なお、その他諸手続費用は請負者の負担とする。
- ③ 既設部分において、工事に伴い破損等が発生した場合は、契約者の負担により復旧すること。
- ④ 工事資材搬入路は、事前に病院担当者と協議すること。また、工事車両等は患者の安静及び通行者の危険防止のため最徐行させること。工事車両等の通行により破損等が発生した場合は、請負者の負担により復旧すること。
- ⑤ 騒音・振動・断水及び停電等を伴う場合は、事前に病院担当者と協議し、病院

運営に支障が生じないように関係部署と十分協議し、計画すること。

- ⑥ 掘削や解体撤去工事等の着手前に現地の調査を十分に行い、断線・配管破損事故等を起こさないようにすること。
- ⑦ 搬入時、作業中の養生及び、完了後の清掃を行うこと。
- ⑧ 作業等に伴って発生する廃材の引き取り処分を行うこと。
- ⑨ 本工事に伴う各種事前調査、及び完成図書の作成を行うこと。完成図書には、改修前後を示した各作業の図面、作業中の写真等を含め、紙媒体で2部、電子媒体で1部を提出すること。
- ⑩ 本工事を原則とするが、現場作業の中で必要と思われる作業が発生した場合は、協議のうえ柔軟に対応すること。
- ⑪ その他工事詳細については、適宜打合せにより決定とする。